様式第26号（第91条関係）

小型ボイラー設置報告書

<table>
<tr><td colspan="2">① 事業の種類</td><td colspan="2">事業場の名称</td><td colspan="4">事業場の所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">電話（　　）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用の目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ボイラー室</td><td>② 構造</td><td>木造　鉄骨造
鉄筋コンクリート造
その他</td><td>床面積</td><td colspan="4">延　　m^2</td></tr>
<tr><td>③ 出入口の構造</td><td>外開き式　引戸式</td><td>出入口の数</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">④ 燃焼室炉壁の構造</td><td>普通れんが壁　空冷れんが壁　水冷壁</td><td>⑤ 燃焼方式</td><td colspan="4">手だき　ストーカ燃焼　バーナ燃焼</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">⑥ 燃料</td><td rowspan="2">石炭　重油
ガス　その他</td><td rowspan="3">給水装置</td><td>種類</td><td>給水能力</td><td colspan="2">数</td></tr>
<tr><td></td><td>kg/hr</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>kg/hr</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">⑦ 給水加熱器</td><td rowspan="2">有　無</td><td rowspan="2">給水処理装置</td><td>形式</td><td>処理そうの内径及び長さ</td><td colspan="2">処理能力</td></tr>
<tr><td></td><td>mm× mm
mm× mm</td><td colspan="2">L/hr
L/hr</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑧ 自動制御方式</td><td>全自動
燃焼系
その他</td><td>⑨ インタロック装置</td><td colspan="4">低水位燃焼しゃ断
失火時燃料しゃ断
その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑩ ストレージタンク</td><td>有　無</td><td>煙突</td><td>⑪構造</td><td>口径</td><td colspan="2">高さ</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>鋼板製
鉄筋コンクリート製
その他</td><td>m</td><td colspan="2">m</td></tr>
</table>

年　　月　　日

事業者

職

労働基準監督署長　殿

氏　　名　　㊞

〔備考〕

1．①の欄は、日本語標準産業分類の中分類により記入すること。
2．②から⑪までの欄は、当該する事項に○印を附すること。
3．氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

定 期 自 主 検 査

ボイラー及び圧力容器安全規則第94条によって「事業者は小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。」と定められております。

1．本体損傷の有無

2．配管

また「自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならない」と規定されておりますので、下記の要領で自主検査をして、その結果の状態と措置を記録し、 3 年間保存してください。形名、製造番号、個別検定合格番号等は、本体に貼ってあります銘板をご覧ください。

小型温水ボイラー検査結果記録

種　　類	小型温水ボイラー	形　　名			
設置場所					
個別検定合格番号				製造番号	
最高使用圧力	MPa	伝熱面積	m^2	最大熱出力	

検査事項		検査結果の状態	措置の概要	検査要領
一、本体	1.製品本体からの漏れの有無			取扱説明書の「各部のお手入れと点検」を参照ください。
	2.逃し弁の動作状態および漏れの有無			
	3.漏電遮断器の動作状況			
	4.タンクの手入れ			
二、配管	損傷と漏れの有無			

検査年月日 年　月　日	検査者氏名	事業者印	

高圧力型電気温水器（小型温水ボイラー）を安全にお使い頂くためには、定期点検（有料）行なってください。詳細につきましては、取扱説明書を参照ください。

事業者さまへのご案内

高圧力型電気温水器を家庭用以外（例工場、事務所、店舗、社員寮など）で使用すると労働安全衛生法の規準があり、特別な対応が必要です。

- 事業者さまが高圧力型電気温水器（小型温水ボイラー）をご使用頂く際（「事業所」に該当する場所へ設置する際）には、労働安全衛生法令上、4つの項目（「設置報告」「定期自主検査」「特別教育」「事故報告」）を実施することが義務づけられています。
  ※事業者さまとは、事業を行うもので、労働者（賃金を支払われる者）を使用するものをいいます。
  ただし、同居の親族のみを使用する事業や事務所は適用されません。

事業所設置の際の規定事項

設置報告

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第９１条

- 高圧力型電気温水器（小型温水ボイラー）を設置したときは、設置場所付近の状況や当該ボイラーが構造規格に適合しているかどうかを確認する必要があるので、事業者は、小型ボイラー設置報告書に構造図及び小型ボイラー明細書、並びに小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、２部、所轄労働基準監督署長に提出してください。（明細書、構造図は１部コピーして提出してください。）小型ボイラーを同一事業場内で移転した場合には、新たな「設置」があったものとみなされ、小型ボイラー設置報告書の提出が必要になります。

定期自主検査

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第９４条

- 事業者さまは高圧力型電気温水器（小型ボイラー）の使用を開始した後、１年ごとに１回、定期的に、次の項目について自主検査を行なってください。

本　体	・製品からの漏れの有無 ・逃し弁の動作状態および漏れの有無 ・漏電遮断器の動作状況 ・タンクの手入れ
配　管	・損傷と漏れの有無

- 検査方法の詳細は、取扱説明書の（「日常のお手入れと点検」）を参照してください。なお、自主検査を行なった後は、検査結果を記録用紙に記入し、３年間保存してください。

特別教育

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第９２条

- 事業者さまは高圧力型電気温水器（小型温水ボイラー）の取扱い業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、安全のための特別な教育を行なってください。

特別教育の科目
①高圧力型電気温水器の構造に関する知識 ②高圧力型電気温水器の付属品に関する知識 ③関係法令 ④高圧力型電気温水器の運転及び保守 ⑤高圧力型電気温水器の点検

- 事業者さまは、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを３年間保存してください。なお、特別教育の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者は、当該科目についての特別教育を省略することができます。
  同梱の取扱説明書を使用して、製品の取扱い説明を行なってください。

事故報告

■適用法令→ボイラー及び圧力容器安全規則第９６条

- 事業者さまは小型温水ボイラーの破裂の事故などが発生したときは、遅滞なく、様式第２２号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出してください。

関　係　法　令

（１）ボイラー及び圧力容器安全規則

設置報告

第91条　事業者は、小型ボイラーを設置したときは、遅滞なく、小型ボイラー設置報告書（様式第26号）に機械等検定規則第1条第1項第1号の規定による構造図及び同項第2号の規定による小型ボイラー明細書（同規則第4条の合格の印が押されているものに限る。）並びに当該小型ボイラーの設置場所の周囲の状況を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

定期自主検査

第94条　事業者は、小型ボイラー又は小型圧力容器について、その使用を開始した後、1年以内ごとに1回、定期に、次の事項について自主検査を行なわなければならない。
ただし、1年をこえる期間使用しない小型ボイラー又は小型圧力容器の当該使用しない期間においては、この限りではない。

1　小型ボイラーにあっては、ボイラー本体、燃焼装置、自動制御装置及び付属品の損傷又は異常の有無
2　小型圧力容器にあっては、本体、ふたの締付けボルト、管及び弁の損傷又は磨耗の有無

2　事業者は、前項ただし書の小型ボイラー又は小型圧力容器については、その使用を再び開始する際に、同項各号に揚げる事項について自主検査を行なわなければならない。

3　事業者は、前2項の自主検査を行なったときは、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならない。

特別の教育

第92条　事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行なわなければならない。

2　前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

1　ボイラーの構造に関する知識
2　ボイラーの付属品に関する知識
3　燃料及び燃焼に関する知識
4　関係法令
5　小型ボイラーの運転及び保守
6　小型ボイラーの点検

3　安衛則第37条及び第38条並びに前2項に定めるもののほか、第1項の特別の教育の実施について必要な事項は、労働大臣が定める。

（２）労働安全衛生規制

事故報告

第96条　事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（1～2　略）

3　小型ボイラー、令第1第5号の第一種圧力容器及び同条7号の第二種圧力容器の破裂の事故が発生したとき

（以下略）

※高圧力型電気温水器（小型温水ボイラー）に適用される法令として以下のものがあります。

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
- ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）